排水流量計等による汚水排除量の認定に関する基準

（目的）

第１条　この基準は、船橋市下水道条例（昭和３６年船橋市条例第３１条。以下「条例」という。）第１８条及び第１９条及び汚水排除量の認定等に関する基準第４条第２項に基づき、排水流量計等による汚水排除量の認定（以下「認定」という。）に関する事項について定める。

（用語の定義）

第２条　この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 排水メーター　排水口に計量器を設置し、下水道使用料を算出する基となる汚水排除量を正確に測定及び演算できる機器をいう。
2. 受託者等　排水メーターの設置及び維持管理に関し、使用者から委託（請負その他これに類する行為を含む。）を受けた者をいう。
3. メーター製造者等　排水メーターを製造した者又は排水メーターを販売した者をいう。

（認定の要件）

第３条　認定の要件は、次の各項のいずれにも該当することとする。

１　次に掲げるいずれかの排水メーターとする。

ア　計量法施行令（平成５年政令第３２９号）第２条第５号イ（７）に定める排水積算体積計

イ　同条第６号ロに定める排水流速計

ウ　同条第９号ロに定める排水流量計

２　性能及び性能試験方法において日本産業規格（ＪＩＳ）に適合し、準拠し、又は同等の機能を有した排水メーターとする。なお、準拠又は同等の機能を有している場合は次の各号の要件を全て満たすものとする。

1. 排水メーターの製造者は、計量法（平成４年法律第５１号）第４０条に定める事業の届出を行った業者であり、社団法人日本電気計測器工業会又は社団法人日本計量機器工業連合会の正会員となっていること。
2. 排水メーターの流量計測の精度は、予定している汚水排除量の範囲において誤差±３％ＲＳ（リーディングスケール）以内を維持するものであること。
3. 排水メーターはローカット機能（少量排水の値を計量しない機能）を有しないこと。
4. 第１項に掲げる計量器に、計量機器の取替時期が明記されている場合は、その使用期限内に限り使用するものであること。
5. メーター製造者等による現地での点検を行ったうえで、精度保証及び設置条件の確認を示す書面を市長に提出すること。
6. 排水メーターの仕様書、説明書及び積算が正確であることを示す根拠資料を、市長に提出すること。
7. 排水メーターの維持管理に係る体制表及び点検・清掃等の計画書を市長に提出すること。
8. 委任等を受けた者が本市と協議等を行う場合、委任等を受けた者であることを証する書類を市長に提出すること。

（９）排水メーターが、排除する汚水量を算出するにあたって係数を用いる方式である場合、第５号の現地での点検及び精度保証については当該係数もその対象とし、当該係数及び根拠を書面で市長に提出すること。また、当該係数を変更するときは、現地において行うものとし、遠隔操作で変更可能なシステムの構築は認めないものとする。

（１０）前号後段の場合において、精度保証及び設置条件の確認を示す書面並びに当該係数及び根拠を書面で市長に提出すること。

（１１）排水メーターの設置、維持管理、撤去その他一切の費用を使用者又は受託者等が負担すること。

（猶予又は除外）

第４条　前条の規定にかかわらず、市長は、排水メーターの正確な計測を確認できると市長が認める場合に限り、前条の適用の一部の猶予又は除外をすることができる。

（事実確認）

第５条　市長は、第３条に掲げる事項について、使用者の同意を得ることなく、メーター製造者等に事実確認を求めることができる。

（認定の変更）

第６条　認定を受けた者（以下「使用者」という。）が、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更に関する関係書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

1. 排水メーターを取り替えたとき。
2. 排水メーターの汚水排除量測定に係る係数、設置条件及び点検等の条件を変更しようとするとき。

（認定の取消）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

1. 使用者が、第３条に掲げる事項を遵守しないと市長が認めるとき。
2. 使用者が、条例、規則又はこの基準に基づき報告、届出、又は申告（以下「報告等」という。）について、虚偽の報告等を行ったとき。
3. 使用者が、詐欺その他不正の行為により下水道使用料の徴収を免れたとき。
4. 使用者（その役員を含む。）又は受託者等が、他の地方公共団体に対する排水メーターを用いた不正行為、公序良俗に反する行為、本市との信頼関係を破壊する行為を行ったときその他認定をすることが不当であると市長が認めるとき。

（認定を受けた者の義務）

第８条　認定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 毎年度１回以上、精度及び設置条件が適正であることの確認を行い、排水メーター定期検査報告を市長に提出すること。
2. 排水メーターに、汚水排除量の測定が困難な状態が生じた場合、速やかに市長に当該事実を連絡し、その状況を書面で市長に報告すること。
3. 前各号に掲げるもののほか、排水メーターの計測状況を確認するために、市長が指定する事項を遵守すること。

附則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。